

海洋安全保障プラットフォームの構築検討タスクフォース運営要領

令和4年6月24日

海洋安全保障プラットフォームの構築検討タスクフォース決定

(目的)

第1条 令和5年度から実施予定の次期の戦略的イノベーション創造プログラム（以下「次期SIP」）に向け、「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」（平成26年5月23日総合科学技術・イノベーション会議）に基づくガバニングボード（以下「GB」）で選定された課題候補の一つである「海洋安全保障プラットフォームの構築」（以下「海洋課題候補」）について、「次期SIPの各課題候補に係る検討タスクフォース（検討TF）の設置について」（令和4年5月26日ガバニングボード決定）に基づき、「海洋安全保障プラットフォームの構築検討タスクフォース」（以下「検討TF」）を設置し、研究開発計画の案を作成のうえGBに提出するため、「取り組むべき研究開発テーマの情報提供依頼（RFI）」の内容を参考とし、次期SIPで取り上げるべき研究テーマの技術面・事業面からのインパクトや実現性等を踏まえた検討（以下「FS（フィージビリティスタディ）」）を行う。

(任務)

第2条 検討TFは、次に掲げる事項について、調整・検討を行う。

- ① FSの実施方針の作成
- ② 海洋課題候補の基礎的調査の検討・実施
- ③ FSの対象とする個別テーマ及びその調査方法の検討、個別テーマの技術実現性・事業性・社会受容性調査の実施
- ④ 海洋課題候補に係る社会実装戦略の検討
- ⑤ 海洋課題候補に係るプロジェクト実施体制の検討
- ⑥ 海洋課題候補に係る研究開発計画案の作成
- ⑦ 海洋課題候補のコンセプトを示すイメージ図の作成

(構成等)

第3条 検討TFの構成員は「海洋安全保障プラットフォームの構築」検討タスクフォース構成員をもって構成し、運営等は次のとおりとする。

- ① 検討TFの座長は、海洋課題候補のPD候補が務める。
- ② 座長が検討TFに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。
- ③ 検討TFは、座長が召集する。
- ④ 座長は、必要があると認めるときは、検討TFの構成員の参加対象を限定し、また、構

成員以外の者を検討TFに出席させることができる。

- ⑤ 検討TFにおける調整が不調の場合、最終的な判断は座長が事務局と相談の上、行う。
- ⑥ 検討TFは原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であると判断したときは、この限りではない。
- ⑦ 座長は、検討TFにおける審議の内容等を議事録その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議の内容等を公表しないと判断した場合には、検討TFの決定を経て、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- ⑧ 検討TFの運営は、海洋課題候補の研究推進法人である国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「JAMSTEC」）から、調査分析機関等に対し業務支援を含めた委託等を行えることとする。
- ⑨ 検討TFは、座長の提案に基づき、オンラインでの開催も可能とする。
- ⑩ 検討TFのもとに、内閣府の承認のもとで、個別テーマの専門的な調査等の実務を担う「ワーキンググループ」を設置する。
- ⑪ その他、検討TFの運営に必要な事項は、座長が内閣府と相談のうえ、定める。

（ワーキンググループ）

第4条 ワーキンググループは、座長の指名の下で、検討TFの運営の支援に必要とされる構成員で組織され、座長の指示する業務を遂行する。

- ① 座長は、海洋課題候補のPD候補とする。
- ② 座長がワーキンググループに出席できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。
- ③ ワーキンググループは、座長が召集する。
- ④ 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループの構成員の参加対象を限定し、また、構成員以外の者をワーキンググループに出席させることができる。
- ⑤ ワーキンググループは原則として非公開とする。
- ⑥ ワーキンググループは、座長の指示に基づき、オンラインでの開催も可能とする。
- ⑦ ワーキンググループの事務局は、海洋課題候補の研究推進法人であるJAMSTECとし、その運営については必要に応じて調査分析機関等に対し業務支援を含めた委託等を行えることとする。
- ⑧ ワーキンググループの運営にかかる費用等は、JAMSTECのSIPのFS予算を充当する

（報告）

第5条 座長は、検討TFの審議内容を報告書にまとめ、GBに報告する。

（設置期間）

第 6 条 令和 4 年の海洋課題候補の検討 T F 設置日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで。

(検討 T F 事務局)

第 7 条 検討 T F の事務局は、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局 S I P 海洋課題担当が務める。

附 則

この要領は、令和 4 年の海洋課題候補の検討 T F 設置日から施行し、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

以 上